

倉敷市地域おこし協力隊員募集要項（令和4年1月）

高梁川流域には、7市3町（新見市、高梁市、総社市、倉敷市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）があり、平成27年3月から連携協約を締結し、高梁川流域連携中枢都市圏として、力を合わせて人口減少・少子高齢社会への対応を図り、圏域全体の発展を目指す取組を実施しています。

それぞれの市町は、気候や風土が異なり、主要産品についても北部の農産物から南部の製造品や海産物まで多種多様なものがあり、優れた地域資源（工芸品や農産品等）があるものの、まだまだ認知度が低いことが課題となっています。

そこで、自身で見つけ出した又は開発した流域圏域内の地域資源を「備中玉島みなと朝市」を舞台にして、プロデュースしませんか。

「備中玉島みなと朝市」は、毎月第2日曜日に、地元商店街が中心となって開催し、現在、2,000人以上の誘客が見込まれるイベントになっています。その朝市を活用しながら、地域の総合力をもって、圏域全体の産業振興を目指してくれる「地域おこし協力隊」を募集します。

活動場所は、圏域内で最大の人口規模であり、工業・商業・観光など地域経済をけん引する倉敷市（玉島地区）が中心となります。

1 業務内容

(1) 事業名

倉敷市地域おこし協力隊活動推進事業（高梁川流域圏域事業）

(2) 内容

ア 地域資源に関すること

- ・ 地域資源の発掘、商品開発及び圏域内外への魅力発信

イ 備中玉島みなと朝市に関すること

- ・ 備中玉島みなと朝市を活用した地域資源の紹介・販売
- ・ 備中玉島みなと朝市と流域圏域内で開催される朝市、マルシェ等との連携
- ・ 備中玉島みなと朝市の企画・運営のサポート

ウ その他の活動

- ・ 商店街等の空き店舗の利活用の促進
- ・ 名物定番グルメの開発
- ・ 観光・体験プログラム、旅行商品の開発（ツアー企画、商品化、営業活動等）
- ・ 地域情報誌の発行や地元高校・大学との連携
- ・ SNS等、デジタルコンテンツを活用した情報発信（1週間に1回以上）

2 募集人数

1名

3 形態及び期間

- (1) 倉敷市地域おこし協力隊として市が委嘱（市との雇用関係はありません。）
- (2) 委嘱期間は委嘱の日（令和4年4月1日以降）から令和5年3月31日まで。
 - ア 委嘱の開始時期は、隊員の派遣・受入先となる受入団体（以下「受入団体」という。）及び委嘱内定者との協議の上、決定します。

なお、委嘱決定後、転居手続き（概ね2か月以内）完了から委嘱した日以降となります。
 - イ 委嘱期間は、最長で令和7年3月31日まで更新が可能です。
 - ウ 委嘱期間の更新は、年度単位で行います。

なお、更新については、当該年度末に、受入団体及び委嘱内定者と協議の上、決定します。
- (3) 倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱（平成28年告示第337号）第8条に該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (4) 地域協力活動に支障のない範囲において就業等ができるものとします。

4 応募資格

次の各号の要件を全て満たす者とします。

- (1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者
 - ア 次に掲げる都市地域に、生活の本拠（生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心）である場所及び住民票があり、隊員決定後、生活の本拠と住民票を倉敷市に移動させて移住できる者
 - (ア) 三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）
 - (イ) 三大都市圏以外の政令指定都市（岡山市を除く。）
 - イ 岡山県外の市町村において2年以上の地域おこし協力隊員の経験があり、かつ、当該地域おこし協力隊員としての活動期間を終えてから1年以内の者で、隊員決定後、生活の本拠と住民票を倉敷市に移動させて移住できるもの
- (2) 心身が健康で倉敷市内に定住する意欲のある者
- (3) 普通自動車運転免許を取得している者（AT限定可）
- (4) パソコンの一般的な操作ができる者
- (5) SNSを活用し、情報発信を行ったことがある者
- (6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など不規則な職務に対応できる者
- (7) 受入団体、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる者

- (8) 取得している資格や免許など、その他の要件については、受入団体との協議の上、決定します。

5 主な活動場所

岡山県倉敷市玉島地区内

6 活動時間等

受入団体との協議の上、決定します。

※ 受入団体及び業務内容により異なります。

7 報償費

月額233,000円を上限とし、受入団体と協議の上、決定します。

※ 時間外手当、昇給、賞与、退職手当等の支給はありません。

※ 毎月10日までに、日ごとの活動をまとめた活動実績書を提出していただきます。

※ 活動の日数が月20日に満たないときは、受入団体との協議の上、日割計算により算出する場合があります。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 賠償責任保険及び傷害保険に受入団体が加入します。
- (2) 活動に必要な消耗品、旅費等を受入団体から支給します。
- (3) 活動用に必要な備品を受入団体から貸与します。
- (4) 住居については、原則、受入団体が用意する住宅等に居住していただきます。
- (5) 転居に要する費用、水道光熱費の生活費、自治会費等は、個人負担となります。
- (6) 健康保険・年金等については、個人負担で加入が必要です。
- (7) 日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。

9 応募手続

- (1) 応募期間

令和4年3月8日（火）まで

- (2) 提出書類

応募用紙に必要な事項を記載の上、住民票の写し及び運転免許証の写し（おもて面、うら面）を添付して下記まで郵送又は持参してください。

地域おこし協力隊経験者であって、地域要件の特例の適用を受ける方は、「2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることが確認できる書類（委嘱状・解職状の写し等）」を提出してください。

- (3) 連絡手段

応募後の連絡手段として基本的にEメールを使用します。応募用紙のEメール欄は、必ず記入してください。

10 選考方法

(1) 第1次選考

応募を受け付け次第、本市による書類選考を実施します。結果は、応募者全員に通知します。応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に本市と受入団体による面接審査を実施します。結果は第2次選考者全員に通知します。

なお、第2次選考の日時や場所等の詳細については、第1次選考結果を通知する際に合格者へ通知します。

11 その他

- (1) 当該地域おこし協力隊に係る令和4年度倉敷市予算が減額又は削除となった場合、契約を締結しないことがあります。
- (2) 倉敷市地域おこし協力隊の設置に関する要綱及び関係法令を必ず確認の上、応募ください。
- (3) 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵便料等）は応募者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。
- (4) 募集要項、応募用紙等のデータは、倉敷市ホームページからダウンロードできます。

12 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市文化産業局商工労働部商工課（担当：三好，矢吹）

TEL（086）426-3405 / FAX（086）421-0121

E-mail：cmind@city.kurashiki.okayama.jp